

2018年8月10日

各 位

会社名	モリト株式会社
代表者名	代表取締役社長 一坪 隆紀 (コード番号：9837 東証第一部)
本社所在地	大阪市中央区南本町4丁目2番4号
問い合わせ先	取締役常務執行役員 管理本部長 小島 賢司 (電話番号：06-6252-3551)

## 持株会社体制への移行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月1日を目処に持株会社体制へ移行すべく、その準備を開始することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、持株会社体制への移行につきましては、2019年2月下旬開催予定の当社定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び必要に応じ関係官公庁の許認可等が得られることを条件に実施いたします。

### 記

#### 1. 持株会社体制への移行の背景と目的

現在の当社グループを取り巻く環境は、人口減少等に起因する国内需要の中長期的な縮小と同時に世界規模での業界の垣根を越えた新たなビジネスモデル創造の動きやIoT・人工知能(AI)の活用といった新しい技術の台頭等、目まぐるしく変化しております。

当社グループは、経営ビジョンである『存在価値を創造する、あたらしい「モリトグループ」の実現』の下、時代が求める価値創造の実現とグローバル展開による収益基盤の拡大に取り組んでおります。今後、さらなる成長と収益の確保を目指す為、持株会社体制へ移行することが最適であると判断しました。この目的は以下のとおりです。

##### ①グループ経営戦略機能の強化

持株会社は当社グループ全体のマネジメントに特化し、M&Aを含む新規事業の拡大に向けたグループ経営戦略を立案し、経営資源の最適な配分および効率的活用により、グループ全体の企業価値の最大化を図ります。

##### ②権限と責任の明確化による意思決定の迅速化

グループ経営を行う組織と事業推進を行う組織を分離すると共に、双方の責任と権限を明確化することで、迅速に意思決定を行い、柔軟に事業を推進し競争力の強化を図ります。

##### ③グループシナジーの最大化

持株会社を中核に、当社グループが保有する経営資源を横断的・効率的に活用することにより、シナジーの最大化を図ります。

#### 2. 持株会社体制への移行方法

モリト株式会社を分割会社として、分割する事業を100%出資の新設会社に承継する方法を想定しております。また、モリト株式会社は持株会社として引き続き上場を維持する予定です。

2019年2月下旬開催予定の定時株主総会において、詳細の承認をいただくことを検討しております。

3. 今後の移行スケジュール

受け皿会社設立 取締役会決議	2018年11月中旬(予定)	
会社分割 取締役会決議	2018年12月中旬(予定)	
会社分割 株主総会決議	2019年2月下旬(予定)	
分割の効力発生日及び分割登記	2019年6月1日(予定)	持株会社体制へ移行

4. 今後の見通し

本分割により事業を継承する事業会社は、当社の完全子会社であるため、連結業績に与える影響は軽微であります。

以 上